

電気の子メーターをご使用の皆さまへ

証明用電気計器(子メーター)の有効期限を確認しましょう!!

関西地区証明用電気計器対策委員会

証明用電気計器(以下「子メーター」という。)とは、貸しビル・アパート等で、一括して電力会社に支払った電気料金を、各テナント等の電気の使用量に応じて配分するために用いられる電気計器であり、計量法で有効期間が定められています。

検定又は基準適合検査を受けた正しい電気計器を使いましょう。

- 子メーターの検定有効期間満了のための立入検査は行政機関(各地方自治体の計量検定所、計量検査所)自身によって行われています。
- 民間その他の機関が経済産業省や日本電気計器検定所の指導や委託等を受けて調査や立入検査を行うことはありません。

取引用電気計器 (親メーター)

電力会社と管理人との間で、電気を取引に使用される電気計器をいう。

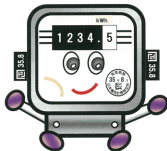


証明用電気計器 (子メーター)

管理人と入居者との間で、電気料金の配分に使われる電気計器をいう。

有効期限は、電気計器前面の丸形で白色の検定ラベル又は適合ラベルで確認できます。

- ※ 平成23年4月1日から、有効期限情報をデータ化したQRコードが検定ラベル及び適合ラベルに付加されています。



検定に合格したもの

検定ラベル

発行 ← 形式
適格：17mm 適格：10mm



検定印と有効期間

有効期間を元号で示す。(ただし平成17年5月までには合格した計器に旧元号で検定年を表示した検定印が付いています。)

基準適合検査に適合したもの

適合ラベル

発行 ← 形式
適合印と有効期間を表示



検定なし

有効期間を元号で示す。

上記以外の変成器付計器(計器用変圧器・変流器とともに使用する電気計器)は、右記の検定証印と検定票で表示されています。

検定票(表面)

大 32.6

有効期間：平成32年8月を以て、
フェイバー(青色)の有効期間7年
フェイバー(灰色)の有効期間5年

検定証印

発行(表裏) ← 取付式(組)



(表裏) (正面) (裏面) (裏面)
発行の総取付式は、平成21年1月1日付の取換。

電気の子メーターに関するQ&A

Q子メーターは検定又は基準適合検査を受けたものでなければ使用できませんか？

- A 計量法の第16条(使用の制限)では、次の事項に該当する特定計量器は使用してはならないと定めています。
- (1) 検定証印又は基準適合証印が付されていないもの、
 - (2) 検定証印又は基準適合証印の有効期限を経過したもの、
 - (3) 変成器とともに使用する電気計器の場合、付属変成器と同じ合番号が付されていないもの、
- したがって子メーターは、検定又は基準適合検査に合格したもので、有効期限内のものでなければ使用できません。

Q有効期間はどのように定められていますか？

- A 計量法施行令では、変成器とともに使用するかどうかあるいは電圧や電流の定格値によって規定されています。検定又は基準適合検査に合格した月の翌月から起算して、
- (1) 単独計器(メーターのみ)の場合
通常のメーターは10年ですが、一部(機械式で定格電流20A,60A)7年のメーターもあります。
 - (2) 変成器付計器(変成器とともに使用するもの)の場合
定格一次電流が120A以下の変流器とともに使用するもの(定格一次電圧が300Vを超える変圧器とともに使用するものを除く。)は7年、これ以外のものについては5年となります。
(注)ただし、平成14年7月3日以降に検定を受けた電子式計器については、7年となります。

Q子メーターを違反して使用した場合、罰則はありますか？

- A 計量法の第172条では「6ヵ月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し又はこれを併科する。」とありますが、当事者側のトラブルの発生を未然に防ぐためにも、計量法を遵守されるようお願いいたします。

●子メーターの取替えを行うには・・・

有効期限の過ぎたメーターは、検定又は基準適合検査に合格したメーターに取り替えることになります。専帯りの電気工事店、メーターの修理事業者又は下記の電気計器の製造事業者にご相談ください。

●計量法及び検定などのお問い合わせ先・・・

- ◇近畿経済産業局 資源エネルギー課 電力事業課…………… TEL.06-6966-6046
- ◇日本電気計器検定所 関西支社 関西地区証明用電気計器対策委員会事務局…………… TEL.06-6451-2355
- ◇日本電気計器検定所 関西支社 尼崎事業所…………… TEL.06-6491-5031
- ◇日本電気計器検定所 関西支社 京都事業所…………… TEL.075-681-1701

●電気計器の製造事業者のお問い合わせ先・・・

- ◇株式会社エネグート 営業開発部…………… TEL.06-6458-7936
- ◇東光東芝メーターシステムズ株式会社 営業部 営業推進第二第二グループ…………… TEL.06-6130-2129
- ◇GE 富士電機メーター株式会社 営業部 西日本第二グループ…………… TEL.06-6455-3905
- ◇大崎電気工業株式会社 大阪営業所…………… TEL.06-6373-2556
- ◇三菱電機株式会社 関西支社…………… TEL.06-6347-2881

関西地区証明用電気計器対策委員会の構成機関

近 畿 経 済 産 業 局	三菱電機株式会社 関西支社
兵庫県産業労働部産業振興局 工業振興課	一般社団法人 関西電気保安協会
豊中市 市民協働部 くらしセンター 消費生活課	一般社団法人 関西電気管理技術者協会
関 西 電 気 株 式 会 社	一般社団法人 大阪ビルメンテナンス協会
株式会社エネグート 本 社	一般社団法人 大阪ビルディング協会
株式会社エネグート 京都事業所	大阪府電気工事工業組合
株式会社エネグート 尼崎事業所	株式会社 かんてんエンジニアリング
東光東芝メーターシステムズ株式会社 営業部	日本電気計器検定所 関西支社
富士電機株式会社 関西支社	日本電気計器検定所 関西支社 京都事業所
大崎電気工業株式会社 大阪営業所	日本電気計器検定所 関西支社 尼崎事業所